明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務九〇）　一
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（同九一）　三
〔告　示〕
○損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき地震保険基準料率を告示する件（金融庁七五）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三三九）　七
○小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針（厚生労働四三一）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、型式部材等製造者の認証、企業年金基金設立関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○総務省令第九十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十九日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式及び同様式別表表面中「個人番号」を「宛名番号」に改める。